

## 名取市立第二中学校いじめ防止基本方針

### ■ いじめに対する基本的な認識

本校は、いじめに対して基本的に次のような認識をもち、その未然防止と早期解決のために、組織的かつ計画的に対応していきます。

- 1 いじめは、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった生徒が、心身の苦痛を感じているものととらえます。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- 2 いじめは、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要ととらえます。
- 3 いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものととらえます。
- 4 いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- 5 いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

### ■ いじめの防止に向けた取組

- 1 生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、学校を挙げていじめ防止に取り組めます。
- 2 いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの共通理解に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。
- 3 校長は、年度当初、「いじめ防止基本方針」を教職員に周知徹底し、いじめ防止に向けた取組の充実を図ります。また、生徒、保護者、地域等に説明します。
- 4 「いじめ生徒指導問題対策会議」を中心に、学校、保護者や地域の代表者と連携していじめ防止に取り組めます。
- 5 「いじめ生徒指導問題対策会議」は、校長の指示の下、いじめの防止等の取組のための連絡、調整にあたります。
- 6 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、規範意識醸成のための取組等の充実を図ります。
- 7 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。

- 8 いじめの防止等の校内研修を企画・実施します。
- 9 生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を促進します。
- 10 いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できない生徒が多い現状を克服するために、授業改善をはじめとする多様な取組を通して、自分の考えをもち、しっかり表現し、主体的に行動できる生徒の育成を目指します。
- 11 いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はありません。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって生徒の指導にあたります。

#### ■ いじめへの対処に関する方針

- 1 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいる場合でも、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図ります。
- 2 いじめ問題に関する校内研修を実施し、教職員間のコミュニケーションを積極的に図り、共通理解の基、指導できる体制をつくります。
- 3 いじめの早期発見のための定期的な調査（生活アンケート及びいじめアンケート）を行います。
- 4 個人面談を全学年三者面談として実施し、保護者への理解と早期対応を図ります。
- 5 在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときには、学校として速やかにいじめの有無などを確認し、その解決に向けて、当該学級や学年を中心に組織的に対応します。
- 6 いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- 7 SCやSSWを含め組織的な対応を行います。
- 8 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。
- 9 いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。
- 10 校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。

いじめを行った生徒については、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがあります。
- 11 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させます。

#### ■ 重大事態への対処

- 1 いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

と認められる場合は、いじめ問題対策委員会において、速やかに調査を行います。

- 2 重大事態が発生した際には、速やかに教育委員会に報告します。
- 3 教育委員会の指導・助言の下、関係機関と緊密に連携しながら、教職員が一丸となって問題解決のために迅速に対応します。

#### ■ 取組の評価・検証

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告します。
- 2 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。(PDCAサイクルの実行)